

法廷通訳人が直面する問題点 ——文化的差異をどう捉えるか——

灘 光 洋 子

Court Interpreter's Dilemma: Word Translation vs. Cultural Interpretation

NADAMITSU Yoko

As Japan hosts an increasing number of foreign workers and visitors, more non-Japanese are appearing as defendants in the country's courts. Most of these defendants are not fluent in Japanese and require court interpreters. Based on in-depth interviews with court interpreters, this paper considers the practicality of the law's attitude toward accuracy of translation and the interpreter's role. Courts define "accurate" translation as word-for-word code switching, which strives for formal correspondence. This position on translation is based on the assumption that what is said in one language can be said and understood in another with no loss of substance, form or effect. In such a view, the interpreter's act is regarded as a mechanistic process in which the interpreter functions transparently as a mere conduit for words. It appears that the courts do not understand the communicative complexities involved in translation process and tend to undervalue the interpreter's role. In reality, however, the interpreters play a more active, significant role than the court system recognizes. This interview survey illustrates how the interpreters handle the intercultural translation problems faced at court. Important points raised in this paper include the following: the interpreters need to use their discretion and judgment to convey the speaker's intent and not merely the speaker's words. While trying to retain maximal correspondence of form and content, they also seek "dynamic equivalence," based on

the idea that the translated message should have the same effect on the target-language listeners as the message had for the source-language listener. They pay close attention to the cultural and social context not only of verbal messages but also communication styles and non-verbal cues of the speakers. This study suggests that courts need to have a more realistic understanding of the interpreter's role and recognize their professional status as key players in court proceedings.

キーワード：外国人裁判、通訳人、正確性、文化的差異、心証形成

1. はじめに

近年、外国からの入国者が増加しており、いわば日本における「内なる国際化」が進んでいるが、それに伴い日本国内で外国人のかかわる犯罪ケースが急増している。最高裁判所事務総局がまとめた、1998年における刑事事件の概況では、外国人が被告人となった事件は最近増加の傾向にあり、通訳・翻訳を必要とした外国人事件の有罪人員は1989年以降急増したと報告されている（法曹時報1998）。地方裁判所で有罪判決を受けた数を見ると、1987年の358人から1996年には6295人へと、実に17.6倍近くになるという。これらの外国人被告人の多くは日本語による意思疎通能力が不充分であり、全国各地で通訳人を必要とするケースが増えている。1997年における高等裁判所の通訳人名簿に登録された言語は36カ国語、通訳人数は1977人で、その内訳は、中国語、英語、スペイン語、韓国・朝鮮語、タイ語、タガログ語、ペルシャ語、ベトナム語、ポルトガル語、ウルドゥー語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、インドネシア語、ベンガル語などとなっている（田中1998、141-145頁）。犯罪白書（1998）によると、1997年に地方・簡易裁判所で、第一審において法廷通訳人のついた外国人被告人の言語別構成比は中国語（42.6%）、ペルシャ語（10.5%）、韓国・朝鮮語（8.2%）、タガログ語（8.1%）、タイ語（8.0%）、スペイン語（5.1%）、英語（3.4%）、ベンガル語（3.1%）の順であった。

通訳人を必要とする外国人被告人のこのような急激な増加に伴い、日本

法廷通訳人が直面する問題点

弁護士連合会の定期刊行雑誌『自由と正義』(1993)は、外国人刑事事件の現状と課題に関する特集を組み、司法手続きにおける通訳や翻訳の現状と問題点、国際人権基準から見た刑事手続きにおける外国人の人権問題などについて、様々な角度から検証し、問題提起を行っている。また、最高裁判所が『法廷通訳ハンドブック』や『特殊刑事事件の基礎知識－外国人事件編』を発行しているほか、各地方裁判所が定期的に法廷通訳研究会を開いている。司法通訳人による自主的な意見の交換や勉強会も持たれるようになった¹⁾。最近では、新聞などの大衆メディアでも外国人裁判や法廷通訳制度について報道されるなど、法廷通訳人の存在が一般にも徐々に知られるようになってきている²⁾。

このように法廷通訳人の存在は少しづつ認知されるようになってきていくが、1978年に「連邦裁判所通訳人法」を制定したアメリカ³⁾に比べ、日本は法廷通訳の制度化において30年は遅れているという(長尾 1997)。そのため、日本における法廷通訳人の職業倫理の問題(長尾 1996a、1996b、1997)や、司法通訳資格認定制度の導入(水野 1995)について検討する時は、アメリカの制度を参考にしながら論じられてきた。司法通訳人の報告、研究者や法曹関係者が指摘する現段階での日本の司法通訳制度の問題点を水野(1995)は、(1) どの言語の通訳人を選任すべきか、(2) 各取り調べ段階(警察、検察、接見、公判)で、どういう立場の通訳人を付けるべきか、(3) 公判での通訳の正確さをいかに保証するか、(4) 捜査段階で録取された供述調書の正確性をいかにチェックするのか、(5) 通訳人の能力・資質をいかにチェックするのか、の5点に総括している。

上述のように、法廷通訳人を含む司法通訳人⁴⁾の待遇改善や制度面での問題点が指摘されているが、現状はなかなか変わる気配をみせず、筆者は何人かの通訳人から苛立ちの声を聞いた。法廷通訳の制度化が進まない一因として、通訳過程の複雑さに対する司法関係者の理解と認識の欠如があると思われる。小論は、法廷通訳人に聞き取り調査を行い、体験談として語られる様々なコミュニケーションの場面を検証することで、法廷での通訳過程に対する理解を深め、通訳人が担う役割への認識を高めることを目的としている。

2. 法廷通訳の特殊性

通訳者が起点言語 (source language: 以下 SL と言う) によるメッセージを受取り、目標言語 (target language: 以下 TL と言う) に訳す過程には様々な困難が介入する。例えば、言葉の概念(同じ言葉で意味にズレがある場合)の扱い、TL にはない物・概念をどう扱うか、慣用表現や比喩の訳し方、話し方のスタイルや言葉の使い方のレベルの再現、非言語メッセージの解釈と再構築(イントネーション、アクセント、声の大きさなどの周辺言語や、視線、姿勢、手振り、身振り等)などを、通訳人は瞬時に判断し実行しなくてはならない。さらには、文化/社会規範や価値観の違いがコミュニケーションに携わる当事者の相互理解に与える影響に留意する必要もある。概念の把握と正確な再現は、程度の差こそあれ、基本的にどのような場における通訳人(会議通訳、商談通訳など)にも要求される。

では、法廷通訳と他の通訳はどのような違いがあるだろうか。法廷は、被告人の言葉、証人の証言などに基づいて一人の人間が罪に問われる裁きという特殊な場である。筆者の考えでは、上述の要素に加え、法廷通訳には、(1) 通訳人の中立性の確立、(2) 専門的な法律用語や制度、(3) 制度化されたやりとり、(4) 厳格なまでの正確性、(5) 文化的勢力格差の構造などの特徴がみられる。以下、この5点について簡単に述べる。

(1) 通訳人は立場の中立性を保持しなくてはならない。商談や外交の場では、各自に雇われた通訳人が自分の雇用主の利益のために交渉に携わることもある。観光通訳では、顧客を満足させるための気配りが必要な場合もある。法廷では通訳人は弁護人、検察官、裁判官、被告人、証人など異なる立場にある人間の発言を通訳するが、その時、特定の視点に偏ることなく、それぞれの発言を聞き手に伝えることが要求されている。また、いかなる被告人に対しても予断を持って接してはならず、法廷で宣誓をした後、はじめて法廷通訳人として認められる。

(2) 法廷では、法律に関する専門知識や用語を知っておく必要がある。例えば、「未必の故意」などの法律用語、「宥恕する」などの難解な表現、「所持」と「所有」の法律的意味の違いなどにも熟知していなければならない。「員面(員面証書)」「検面(検面調書)」などの略語、「現認(げんに

法廷通訳人が直面する問題点

ん)」「引致(いんち)」等の特殊な用語を知っておく必要もある。また、国によっては法律制度が異なる場合もあり、日本では通用する法律用語も文字通り訳すだけでは被告人には理解不可能なこともある。

(3) 法廷では、聞き直し、問い合わせが自由に行われる場ではない。裁判官の指示のもと、話し手が誰であれ、発言は問われた時、あるいは許可された時のみ許され、勝手に話すことはできない。通訳人としては、長々と話す人は途中で制止したいところだが、裁判官の指示や許可なしには不可能である。そのような制度化されたやりとりの中では、通訳人が話し手の発言内容を明確にするために尋ねる質問も、円滑な進行を乱すと捉えられかねない。

(4) 法廷通訳では、オリジナルな発言に省略や編集を一切施さず、話し方のスタイルも保持することが要求される。通常の通訳では、話し手が言い間違えた箇所を省略したり、同じ表現が繰り返し使われた時は、訳では敢えて繰り返さず簡略化することがあるが、法廷では発言された通りそのまま訳すことが求められている。商談交渉の通訳では、時に言語媒介の通訳人としてだけでなく、両者の文化的背景を知る仲介人として双方の意図や事情を説明することもあるというが(相澤 1997)、法廷通訳においては、それは職分を逸脱した行為をみなされる。

(5) 被告人の言葉、証人の証言などに基づいて、一人の人間の罪が問われる法廷には、「裁く側」と「裁かれる側」があり、裁く側にいる日本人の規範、倫理観、常識が裁かれる側より疑いなく優位にある。そのような構造において、「裁く側」と「裁かれる側」の言語的、文化的ギャップは圧倒的に弱者である裁かれる側、すなわち外国人被告人に不利と考えられないだろうか。ある文化ではニュートラルな表現だが、そのまま訳すと、日本人にとっては攻撃的な響きを帯びる場合はないだろうか。ある文化において当然とされる振る舞いが、日本社会では奇異に写ることはないだろうか。厳格なまでの正確性を求めるとき同時に、文化的勢力格差の狭間に位置するのが法廷通訳人である。

以上、法廷通訳の特殊性について簡単に述べた。小論では、そのなかでも特に(4)と(5)で触れた法廷通訳に求められる「正確性」に焦点をあて

論じる。

3. 法廷通訳の正確性：法的等価性について

メッセージを文字によって伝えるか、音声によって伝えるかという違いはあるが、SLのメッセージをいかにTLで表現するかによって、受け手が相手に抱く印象に変化を生じるのは、翻訳においても同じである。Nida (1964) は、できる限り原文に近い正確な翻訳文を追及しようとする時、そこには2つのタイプがあるとした。ひとつは形式的等価 (formal equivalence) を求める起点言語重視の翻訳、もうひとつは動的等価 (dynamic equivalence) を優先するメッセージの受け手重視の翻訳である。形式的等価を求める翻訳は、原文の形式と内容に忠実な訳を目指し、翻訳文を原文の様々な要素とできるだけ厳密に符合させようとする。そのような翻訳においては、メッセージの送り手の意図を異なる文化圏に属するメッセージの受け手に正しく理解させるために、多くの注釈が必要となることもある。一方、動的等価を求める翻訳は、訳されたメッセージの受け手の反応が、原語で同一のメッセージを受け取る者の反応と、どれほど近いかという点(翻訳を読む人々の中に原作の読者の反応に類似したものを生み出すという点)を重要視する。Nida は、動的等価を求める翻訳では、文化による差異を考慮に入れた訳し方をすることが必要となるが、TLによる読者の反応を SL の読者にどの程度類似させることができるかは、二つの言語、および文化の距離に大きく左右されると指摘する。

法廷通訳においては、話し手の言語レベル、話し方のスタイルの再現が、他の通訳に比べ重要であると言われる。González ら (1991) は、法廷では法律用語や表現を法的に適切な解釈に基づき通訳するだけでなく、動的等価 (dynamic equivalence) と同時に、SLの言語レベルや話し方のスタイルの形式的等価を保持することを法廷通訳の理想とし、それを法的等価 (legal equivalence) と呼んだ。

法的等価を追求するためには、動的等価を保つと同時に、形式的等価にも細心の注意を払うことが要求されるわけだが、現実には、極端に形式的等価を求めるためメッセージの受け手にとって過重な訳も、動的等価に走

法廷通訳人が直面する問題点

るあまり原語の内容に忠実でない訳も、正確な訳とはいえず、二者間の言語および文化の距離を入れながら、厳格な形式的等価と完全な動的等価の両極間に調節せざるをえない。例えば、形式等価性の高い翻訳には多くの注釈が必要なように、通訳においても、形式等価性を重んじることで誤解を生む可能性のある時、通訳人の言葉と明言した上で、解説ないし説明を付け加えることが望ましい場合のあることは充分考えられる。また、話し方のスタイルが印象形成に影響を与える以上、通訳人が発言の形式を保持した通訳を要求されるのは、一見妥当に思われる。しかし、コミュニケーション・スタイルの解釈には文化差があり、一つの文化圏で普通のスタイルが他の文化圏では否定的に受け取られる場合もある⁵⁾。形式的等価を求め、動的等価を軽視すれば、誤解を生じたり、聞き手の話し手に対する印象に誤差が生まれる可能性のある時、通訳人は自らの解釈での確な語彙の選択や言い回しを判断せざるをえない。しかし、司法関係者は必ずしもそのような見方をしていないようである。

4. 「透明人間」説とそれに対する反論

法廷通訳に求められている正確性は、通訳人が保つべき中立な立場と無縁ではない。合衆国裁判所公認通訳倫理規定では第8条、10条、11条に公認法廷通訳人が守るべき職業倫理を定めている(長尾1997、『自由と正義』の訳を参照)。「いかなる個人的偏見も示さず…正確かつ忠実に通訳」(8条)し、「どの裁判当事者または第三者に対して、いかなる種類の助言も与えず」(10条)、「いかなる編集を行うこともなく、使用されている言語のレベル、曖昧さやニュアンスを保持する」(11条)ことが要求されるのが法廷通訳人である。『法廷通訳ハンドブック——英語』(最高裁判所事務総局1990)にも、要約通訳や、通訳人自身による解説や編集は禁じられており、通訳人には特定の視点に偏ることなく、それぞれの発言を正確に伝えることが要求されている。そして理想の通訳人は、往々にして「透明人間」あるいは「黒子」に例えられる(田中1998; 渡辺1998a)。

筆者は、通訳人=透明人間論の背後には2つの見方があると考える。ひとつは、弁護人の質問や被告人の答えを淡々と訳し、淀みも、聞き返しも

ないことで、円滑な訴訟進行を可能にする通訳人を理想とする姿勢である。進行上、じやまにならない、存在感を感じさせない「透明」な通訳人は、時間の節約という点からも望ましい。ふたつめは、通訳人に言語や文化の違いによって生じる屈折率を計算せず光を通す透明レンズのような機能を求めていると思われる点である。すなわち、裁判所の要求する正確な通訳とは、SLの語彙や構造をTLで再現するという言語レベルでの正確性を強調した、形式的等価(*formal equivalence*)を求める起点言語重視の訳と言えよう⁶。通訳人の役割をこのように限定する見方のもとでは、通訳人の役割が、言葉と言葉を置き換える、単なる「翻訳機械」として捉えられがちである。

裁判所側が形式的等価重視の訳を求め、通訳人を「透明人間」や「翻訳機械」に位置付ける傾向は日本にのみ見られる現象ではない⁷。しかし、このような裁判所の姿勢に対して、異議を唱える声も聞かれる。例えば、Morris (1995) は、コミュニケーションの橋渡しとして携わる通訳人に、解釈を禁じながら、同時にコミュニケーションの正確性を要求する裁判所関係者の姿勢は、ひとつの言語で言えることは、別の言語でも同様に表現でき、言葉を文字通り置き換えることで寸分違わず理解されうる、という言語観に基づいていると指摘した。さらに、Laster と Tayor (1994) は、通訳人の役割を「翻訳機械」に限定する一因に、裁判の特殊性があると説明した。通常の法廷では、被告人や証人本人の発言に証言としての法的価値を持たせるが、外国人裁判では、被告人、証人からの直接発言ではなく、通訳人という第3者が発する言葉を証言として扱わなくてはならない。裁判所関係者はそのような外国人裁判の特殊性から、外国語でなされる被告人や証人の発言が忠実に再現されているという前提を支えるため、通訳人を「透明人間」「翻訳機械」に位置づけ、第3者としての存在感をなくす必要があるという。Morris (1995) や Laster と Tayor (1994) は、このような法廷通訳人の置かれた状況は *legal fiction* (法的虚構) にすぎないと批判した。Wadensjö (1998) も、「法的虚構」に言及し、このような立場は、通訳人を介したコミュニケーションが、同一言語を使用する通常のコミュニケーションとは異なることに目を向けない、理論上の概念に過ぎ

法廷通訳人が直面する問題点

ないと述べている。

裁判所側が通訳人を単なる翻訳機や言語をつなぐパイプに限定するのは、通訳人に脅威を感じているからだとする見解もある。Fenton (1997) は、裁判所は通訳人に対し 3 つの脅威を感じていると分析した。法廷という場では、言葉をいかに駆使するかで、法に関わる職業人としての真価が問われる。しかし、その言葉というコミュニケーションの重要な手段をにぎっているのが、司法関係者ではなく通訳人であるという事実は、法廷の権力構造への第一の脅威となる。第二に、その言葉の「力」をどのように使用し、コントロールするかは、終局的には、通訳人に委ねるしかないという現実がある。例えば、尋問等で弁護人の言語的戦術がどのような効果を及ぼしうるかは、仲介人である通訳人の力量に関わってくる。第三に、法廷の進行は定型化されており、通訳人はその儀礼的な手順に、複雑さと不可知要素を加えることとなる。以上のような脅威を回避するため、通訳人の役割を単なる言葉のパイプ役に限定し、通訳の過程は、通訳人の解釈、決断、選択でなりたっているという現実に目をむけようとしたのが、従来の裁判所関係者だと、Fenton は指摘する。

これらの研究に共通してみられるのは、法廷通訳人を裁判の場において重要な役目を担った active player (裁判の結果に影響を与える重要な位置にいる者) とする視点であり、文化、言語、法律が複雑に関係して進行する通訳過程を分析することで、法廷通訳人の仕事に対する認識を高めると同時に、改善していくこうとする姿勢である。弁護人が意図的に曖昧さを残した質問を、通訳人の判断で、明確な形で言い替えたり、被告人の印象を故意に変えるような通訳が危険視されるのは当然である。しかし、理想の通訳人像を「透明人間」や「翻訳機械」に位置付けることで、通訳人の果たす役割が過小評価されているとしたら、それは現実から遊離している。

司法側が要求する「正確性」と現実とのギャップを、通訳人はどのように捉えているのだろうか。どのような場面で、そのギャップによるジレンマに直面しているのか、その現状を把握することを目的に、現在活躍している法廷通訳人にインタビュー調査を行った。

5. インタビュー調査結果および分析

法廷通訳人ネットワークのメンバー(8人)、および、筆者が個人的に知っている通訳人(1人)、計9人の法廷通訳人に調査の主旨を説明した上でインタビューを申し込み、6人が承諾してくれた。聞き取り調査は全て日本語で行い、文化的背景の違い、言語ストラテジーの違い、法律用語、法廷の特殊性に起因した問題を中心に体験談を自由に語ってもらう形にした。従って、インタビューの質問は事前に用意していたが、それにはあまりこだわらず、話の主眼は、通訳人の話したい事、関心の高い点によってそれぞれ異った。小論では、文化コードの異なる被告人の発言や振る舞いが、日本の法廷で誤解を生む可能性のある場合に焦点をあて、文化的差異によって生じる誤差を通訳人が通訳の正確性を追及する上でどのように捉えているかについて、特に4人の通訳人の体験談から分析を試みた。

インタビュー時間は1~2時間。通訳人は、それぞれ、スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語を専門とし、国籍は日本人3名、中国人1名、性別は女3名、男1名であった。通訳人の内訳は、英語通訳人(日本人、女、司法通訳歴10年)、スペイン語通訳人(日本人、女、司法通訳歴8年半)、中国語通訳人(中国人、女、司法通訳歴1年2ヶ月)、ポルトガル語通訳人(日本人、男、司法通訳歴6年)であった。司法通訳経験年数は、平均6.4年だが、一般的な通訳歴も加えれば経験年数はさらに長くなる。インタビューは、承諾を得た上で録音し、インタビュー終了後、全て記述し分析データとした⁸⁾。分析した結果、文化的差異と通訳の正確性の観点から通訳人が気付いた事、苦心した点は、(1) 文化的価値観、(2) 社会的習慣・制度、(3) コミュニケーション・スタイル、(4) 非言語メッセージ、(5) 言葉の概念、の5項目に分類できた。次に、分類した5項目について通訳人の体験談を紹介しながら検討する。

(1) 文化的価値観

文化的価値観の違いから、被告人の発言が誤解を招くことがある例として、次のような体験談を紹介する。

法廷通訳人が直面する問題点

ごめんなさいと言っていないと、その裁判官が。ごめんなさいって言わるのは、...本当は自分のことしか考えていないくて、被害者のことを見てないんじやないか。...本人が言い続けていることは、大半は、許してほしいという言葉だったんです。...許された人間はまた、新たな人生、今度は良い人間として生まれ変わるんだという思想が根底にあるので。(#2)

日本はほとんど反省してもらうんですよね。で、中国は反省しない。...（本当に悪いと）思ってても出さないんだと思う。...普段の生活も、人に謝らない。...謝りの文化はないの。...（日本と）違うんですよ。（#3）

この場合、「許してほしい」という被告人の訴えを、裁判官は、被害者に対する罪悪感の欠如、自分が犯した事への反省の欠落と捉えている。文化の根底に流れる人生観や宗教観が被告人に「許してほしい」と言わせ、それが、日本の裁判官には謝罪や反省を感じさせる発言とは受け止められなかつたと言えよう。この「許してほしい」という表現に謝罪と反省が込められているかどうか、被告人の真意については、第三者は推測するしかない。人によって表現の仕方も受け取り方も違うとしながらも、通訳人 #2 は、このケースを文化の違いが裁判官の心証形成に影響した例としてとらえ、被告人が「許し」に対する考え方を述べることは、日本人裁判官には自己弁護に聞こえる可能性があり、否定的に受け止められことを懸念している。同様に、通訳人 #3 は、中国人の謝罪に対する姿勢は日本人と文化的に大きく異なるため、被告人の反省と謝罪の程度が量刑に影響する日本の法廷では不利に働くと指摘している。

反省しているかどうかが量刑において日本では重要なポイントとなるが、前述の例が示すように、その反省の形には文化差がある。渡辺(1998 b)は日本型情状立証という視点から、被告人が「反省」しているかどうかが日本型量刑の「勘所」であり、被告人の反省をうまく日本型量刑事情にあった形で引き出せるかは弁護士の仕事であると述べている。勿論、発言内容に関してはそうであるが、言葉の背後にある被告人の気持ちをどのように表現するかという点で、通訳人の訳し方が裁判官の心証形成に与え

る影響を無視することはできない。被告人は反省の気持ちを謝罪とともに表わすことが日本の裁判の通例のようであるが、この謝罪の在り方にも文化差がある。たとえば、日本人と米国人とでは、謝罪することの意味と機能が異なる。Wagatsuma と Rosett (1986) は、米国の裁判においては、米国人被告人が自己の行動責任を認めながらも、罪を犯さざるをえなかつた外因、経過等について説明、釈明を試みるなどして刑罰の軽減を求める傾向が強いのに対し、日本人被告人は自己弁護せず自分の非を全面的に容認すると同時に、被害者ならびに社会に謝罪の意を表明し、権威者である裁判官の判断に全てを委ねる姿勢をみせることが量刑に影響するひとつの要素だと指摘している。

(2) 社会的習慣・制度

社会規範や文化による考え方の違いだけでなく、制度の違いからくる誤解として、通訳人 #2 と #4 が、次のような体験を語ってくれた。

スペイン語圏の人っていうのは、結婚しても名字変わらないっていうのが多いですよね。そうすると、例えば、お母さんの名字とお父さんの名字と違うけども、ちゃんと結婚していないんじゃないかと、裁判官が言ったんですよ。それは、別に事件と関係ないけども、そういう、言ってみれば昔式の日本の考え方でいうと、ふしだらな感じのイメージを持って言っているかもしれない。で、そんな所に育った人だからみたいなふうに見られると、それは違いますよね。(#2)

この場合、#2 は、社会制度の違いがコミュニケーションに支障をきたしていることに気付きながらも、しばらくは裁判官の質問とそれに対する被告人の返答を通訳するだけにとどまっていた。しかし、堂々巡りのやり取りが繰り返され、通訳人は結局、自分自身のコメントであることを告げた上で、被告人が属する社会の結婚制度が日本と異なることを裁判官に説明したという。解説が必要と思われるケースとして、日系ブラジル人を被告人とする次のような例もあった。

法廷通訳人が直面する問題点

そのまま文字通り通訳できないというのがありますね。たとえば、よく、向こうの人達、日本に来ますと、住所、自分の住所がわからぬい。...住所が言えないんですよ。それは普通なんですよね。...で、彼はだいたい、このままあっさり「わからない」と言うと、これはね、誤解を招くんですね。裁判官を侮辱しているか、法律を侮辱しているというふうに思われるところがありますので、もう少し僕はソフトに、「覚えてないと言っています」というふうに付け加えたりしますね。(#4)

ブラジル人である彼等にとって、日本の漢字の住所は覚えにくく、また、一時的な滞在者という意識もあり、日本の住所は覚えようとしないことから、「わからない」と応対するが、それを裁判官は、否定的に受け止める可能性のあることが示唆されている。通訳人 #4 は、このような場合は文字通り通訳できないとし、誤解を避けるため「覚えてないと言っています」と付け加えるなどの文化的誤差を配慮した通訳を心がけると述べている。このほかにも、日系ブラジル人は、家族の職業を聞かれると、同様に「わからない」と答えるケースが多いという。これは、仕事を頻繁に変わる、あるいは複数の仕事を同時に持つことがよくあるというブラジルの状況に起因するが、ここでなぜ被告人が「わからない」と答えるか理解できるのは、社会的背景を知る通訳人だけであろう。

(3) コミュニケーション・スタイル

外国人被告人の日本人とは違うコミュニケーション・スタイルが、被告人の印象を悪くすることもある。

中国語はすごい淡泊で、答える時に、だいたい日本人の場合は、はい、はい、ってやるんですけど、あの、わかりましたか、はい、わかりましたとやるんだけれども、被告人は、うんってやるんですね、中国人。でもその時、はい、わかりましたっていうのが、私の訳なのね。(#3)

結構スペイン語圏の人は、反語的な言い方をする。...まあ、たとえ

ば私がそんな事をすると思うのか、みたいな言い方をする時があるんですね。そうするとそれがそのまんま、あの忠実に言葉通りに訳すと、うーん、うまく訳さないと、挑戦的に聞こえる可能性もありますよね。で、しかもその時のトーンていうのは、こちらで訳す時のトーンみたいなもので、音ですからまだいいんですけど、それをまた調書に直して書いて、あとでまた読み返したときの印象も考えないと。(♯2)

通訳人 #3、#2ともに、それぞれの文化内でのコミュニケーションでは特にマイナスのイメージを伴わない言い方でも、日本語では否定的に受け止められる可能性があることを懸念し、文字通り訳さず、日本語として丁寧な表現に言い替えた通訳をすることで、心証形成の調節をはかろうとしている。

この二人の通訳人は、話し手の話し方、いわゆるコミュニケーション・スタイルが聴き手に与える影響には文化差があることを指摘しているが、そのことはこれまでの研究でも明らかにされている。例えば、Berk-Seligson (1990) の模擬陪審員を使った実験は、通訳のスピーチ・スタイルの違いによって、証人に対する聞き手の印象が大きく変わることを証明した調査としてよく知られている。調査では、スペイン語で話す証人の発言はそのままで、通訳された英語のスタイルを2種類に変えテープに録音したものを、模擬陪審員に聞かせ、通訳の仕方によって、聞き手の証人にに対する印象が、信頼性 (trustworthiness)、説得力 (convincingness)、能力 (competence)、知性 (intelligence) の面で、どのように変わるかをアンケート調査した。その結果、礼儀正しさを表わすマーカー (Sir) を使う丁重な言い方 (polite) とそうでない言い方を比べると、丁重な言い方の方が、4項目全てにおいて印象が良かった。また、模擬陪審員のうち約40%がスペイン語を理解するヒスパニック系であったが、彼等の評価だけを取り出してみると、信頼性と説得力の面では違いがみられなかったが、能力と知性の面では、ていねいな言い方の方が印象が良いという結果がでた。このことは、証人自身のスペイン語による発言を直接聞いていたにもかかわらず、通訳人の訳に大きく影響されたことを示している。さらに、たと

法廷通訳人が直面する問題点

えば “I'm twenty-one” に対して “I am twenty-one years old” という言い方に表わされる、きっちりとした、堅苦しく響くスタイル (hyperformal) とそうでない言い方との比較では、かたい英語に通訳された方が、説得力を除く 3 項目で好印象を与えており、同様の結果がヒスパニック系の模擬陪審員においてもみられたのである。この Berk-Seligson の実験は、通訳人が話し手の意図を相手に伝える上で “powerful filter” (強力なフィルター) として、大きな影響力を持ちうることを明らかにしたと言える⁹⁾。

また、通訳した内容を音声言語で表現する場合と、書面で文字化された時の比較をした通訳人 #2 の指摘は興味深い。音声メッセージとその記述について、Bucholtz (1995) は、音声メッセージを文字化した場合、いかに注意深く記述したとしても、オリジナルに含まれる、言葉の繰り返し、躊躇した言い方、「あの」「その」などの挿入、イントネーションなど音声的要素を完全に表現することは不可能であり、内容は同じであっても、音声で表わされたものと文字化されたものとは同等に扱えないとしている。通訳人 #2 は、そのことを理解し、通訳した被告人の発言が文章となって読まれる時、どのような印象を与えるかということまで意識している。文字通り日本語に置き換えれば、挑戦的にきこえる可能性のあるスタイルでも、音声メッセージであれば通訳人自身の声や雰囲気を調節することで、マイナスのイメージを緩和できるが、書面ではこうした周辺言語の影響力が失われてしまう。通訳人 #2 が、一瞬のうちにこれらを考慮に入れた通訳していることは注目に値する。

(4) 非言語メッセージ

話し手が意味することを正確に相手に伝えるためには、言語メッセージだけではなく非言語メッセージにも留意する必要がある。Laster (1990) は、裁判所が言うように通訳を言葉の置き換え作業に限定すれば、話し手が聞き手に与える効果が正確に再現できないと指摘した。被告人は自分の語る言葉の意味が、言葉と文化の違いを超えて出来るだけ正確に相手に理解されることを願い、検察官や弁護人も、尋問する時、自分の発言や質問

の効果が遺憾なく発揮されることを期待する。そのためには、話し手の声の調子、リズム、抑制をも視野にいれた解釈と判断が不可欠であり、言葉を文字通り捉える「翻訳機械」では不可能だろう。

次に紹介する通訳人のコメントは、Laster が述べた非言語メッセージの重要さを表わしている。

言葉の裏に隠れたものが、それを弱々しく言ったのか、ちょっと間を置いて考えながら言ったのか、間髪入れずにはっきり言ったのか、違うでしょ。それが難しいですよね。(#1)

私としては、言葉をあまり足したくないので、…そういう雰囲気が伝わるような申し訳なさそうな言い方とか、ゆっくりめに言ったりとか、それで調節するしかないですよね。(#2)

通訳人 #1、#2 が述べているのは、何を言ったかではなく、非言語メッセージのうち、抑揚、声の大きさ、話す速度などの周辺言語の問題である。印象形成には、言語メッセージによる内容以外に、非言語メッセージが大きな役割を果たしており、話し方から言外に潜む心情を汲むだけでなく、通訳の速度や声のトーンを調節するなどの配慮が必要であることが伺われる。

裁判の場で、言葉少なく語るんですね、彼等は。あるいは、時々、返事をしないケースがあるんですよ。…それ、しぐさで読みとるしかないですね。そのジェスチャーとかしぐさっていうのは、文化によって違うから、それを僕は読み取って、言葉に表わすんですけどね。…後悔しますかと聞かれると、…その言葉にならない言葉を発するんですよね。ポルトガル語で「ウエー」というね。これイコール日本語で、うーん、後悔してるというか、後悔してますというかね、通訳しますけどね。(#4)

通訳人 #4 の例は、非言語メッセージの中でも動作や顔の表情に注意し、それを通訳人が読み取り、言語化する場合である。文化的な違いから、質問に対し言葉ではなく、非言語のレベルで応対することがあるとすれば、

法廷通訳人が直面する問題点

それを日本人裁判官に理解できるような形で再現することも必要となってくる。さらに、通訳人 #4 は、日系ブラジル人の視線の取り方、姿勢が日本人とは異なることを指摘し、名字も顔も日本人と大差ない彼等が、後悔や反省を表わす日本式の非言語メッセージを使わず、「はっきりと人の顔を見て、別に頭をさげるわけでもないため、いわゆる後悔してるふうには見えないっていうのがある」(#4) ため、誤解されることを懸念している。米国法廷通訳人顧問委員会の Nancy Nicholson 教授は、1998 年に日本で開かれた司法通訳トレーニング・セミナーで、法廷では文化差による影響が会議などに比べて大きいことを指摘し、非言語メッセージの解釈が文化によって異なることを例に挙げている。たとえば、ヒスパニック系の女性が証言する時、敬意を表して視線を下げて話す傾向があるが、これをアメリカの主文化では、何かを隠そうをしているように受けとめるという。通訳人 #4 の例も同様に、否定的に受け取られるはずのない行為が、文化が異なることで、マイナスに働いてしまうケースといえる。

(5) 言葉の概念

コミュニケーション・スタイルや非言語メッセージの文化差だけではなく、言葉の選択が聞き手に与える影響も大きい。一つの言葉が複数の意味を持つ場合もあれば、TL にはない概念をなんとか言葉で表現しなければならないこともある。通訳人 #2 は、覚醒剤の持ち込み事件で、被告人の姉が証人として、被告人が持っていた薬が母国ではどのように認識されているものかを説明した時のことについて語った。

「眠気をとるような薬」っていう言い方したんですね。訳し方によつては、それは短くすれば、「覚醒作用があります」って言い方もできますよね。…本人の意識とそれから、どういうつもりで言っているのかって色々な事を考えて、それで眠気をとるような薬という訳し方をして。(#2)

この場合、仮に「覚醒作用」と訳すと、その後の進行に方向性を与えてしまうことになりかねない。どのような状況で、誰が、何を言おうとしている

るのかを把握して、はじめて的確な語彙を選択することができる。また、同通訳人は、別の麻薬事件でスペイン語の「ポルボ」(polvo)という言葉に遭遇し、「粉」「ほこり」「塵」などの意味があるこの言葉を、どのように訳すべきか悩んだ末、通訳人として解説を加え判断は裁判官に任せたという。

...「ポルボなんて処分しなきゃ、片付けなきゃ」みたいな話がでてきた。...それを単純に「粉」って言ちゃうと、日本語に訳してしまうと、粉を処分しなきゃというと、じゃあ知っていたんじゃないかという印象になりますよね。ところが、そのとき何をしながらそういう話になったかというと、掃除をしながら二人でそういう話をしたと。そうすると、もしかすると、それは単なる「ほこり」かもしれない。(#2)

上述のような場面で、通訳人が独自に判断するのではなく、「ポルボ」に複数の訳語が可能なことを説明するのは妥当と思われるが、基本的に通訳人は解説を加えないという前提にある法廷で、敢えて進行を中断し説明によぶかどうかは通訳人にとって難しい決断ともいえる。

TLにはない言葉をいかに訳すかで、聞き手の印象が変わってくることがある。次に紹介する通訳人#1のコメントは、まさにその事を示している。

柳刃包丁。これはまさしく食文化なんだけど、刃がほそくて長い刺身包丁っていうのか、かなり鋭いかなりの凶器も、それも柳刃包丁なのね。訳す時にただのナイフでも、キッチンのナイフでも不十分かもしれない。...菜包丁だったら、先がとがっていないわけでしょ、四角になってるわけだから。柳刃包丁で刺すっていうのと、菜包丁をこう持っている時では、その刺すっていうのが変わってくる。(#1)

日本人であれば「柳刃包丁」と聞いて一瞬のうちにイメージできる鋭さを、TLでいかに表現するか、その訳し方次第で、状況の解釈がまるで変わってくるだろう。

法廷通訳人が直面する問題点

通訳人の役割は、異なる言語、文化圏に属する二者の間で、第三者として意思の疎通を助ける仲介人であり、自分の思想なり意見なりを訴えるという意味での自己表現をする存在ではない。しかし、前述の通訳人が語る様々な体験談からは、心証形成の重要さを十分に理解し、被告人の真意が文化と言葉の壁を超えて裁判官に届くよう、苦心し細心の注意を払う通訳人の姿がうかがい知ることができる。通訳人は、裁判の場でまさに active role、すなわち積極的かつ能動的役割を担っていると言えよう。

6. まとめ

通訳人 #4 は通訳の正確性について、次のように述べている。

正確に伝えておかないと、誤解を招く。正確さは重要だと思うんですね。っていうのは、その正確な情報を伝えないと、示す反応が違っていたりするんですね。…文化的な側面をいれた翻訳ですよね、直訳じゃないですよね。…それこそ、反省しているか、という質問をした場合ね、そのまま、直訳すると、ポカーンという顔をするから、それはね、印象悪くするわけですよ。パッとこう伝えた時に、反省しますと、こういうふうになるような態度を見せるための質問の仕方がひとつですね。本当に反省しているんでしたらね。(#4)

ここで言う「正確さ」とは、意図的に曖昧にした質問を、あえて明確に言い直すという意味ではない。日本人であれば間違いなく主旨が理解できるような質問でも、文字通りに通訳すれば外国人被告人が充分に理解できない場合もあり、そのためには被告人が真意を伝えられない、あるいは的確な反応ができないとすれば、外国人であることが明らかに不利に働いていると言える。このような事態を防ぐために、形式等価性をできるだけ保持しながらも、文化的側面にも配慮した動的等価性を追求した訳を心がけることが不可欠とする姿勢は、通訳人 #4 だけでなく他の通訳人にも共通に見られた。

外国人裁判が急増し、法廷通訳制度が議論されるなか、文化的差異や日本人とは異なる言語ストラテジーを、通訳人がどう思い、いかに扱っている

るかに目をむけることは、極めて意義深い。法廷で裁かれる立場にある人と、それを裁く側にある者の間には、その力関係において大きな隔たりがある。その上、日本における法律制度や諸権利も知らず、言葉の不自由な外国人被告人にとって、取り調べや法廷の場で、言語、文化の違いを知り、聞き手に発言者の意図を伝えることができる通訳人の存在の大きさは看過できない。通訳人を単なる「翻訳機械」や「透明人間」、あるいは「言語と言語をつなぐパイプ」と見なすことは、非現実的であるばかりでなく、法廷における公平さを欠くことにもなりかねない¹⁰⁾。通訳人に専門家として発言できる裁量を与えるだけでなく(Niska, 1995)、通訳人の労働条件の改善、司法関係者の理解を促進させるための教育、さらに、難解な用語や言い回しを避けるなど法廷の在り方自体を見直すことまで視野に入れることが必要だろう(Laster, 1990)。本インタビュー調査でも、法廷通訳人の認定資格や報酬¹¹⁾を含むプロフェッショナルとしての社会的地位確立の必要性と共に、スケジュールの調整、資料の提供などの面で裁判所側の協力体制を望む声がきかれた。

7. おわりに

司法通訳人である森田(1998)は、単に一つの正解を前提とした「正確性」を求めるのではなく、通訳人の能力は一様ではない現状をふまえ、どのように正確性を確保するのかについて、より精密な議論が必要であると訴えている。本論では、主に法廷通訳人に焦点をあてたが、警察署、検察庁での通訳をふくむ司法通訳人に対し、それぞれの場でどうのように正確性、中立性を保持し、どの程度の専門性が要求されるのかを更に議論する必要がある。さらに、通訳人を介したコミュニケーションの過程の特徴などの研究が望まれる。そのためには、法廷の模様を録画・録音したデータをもとに綿密な観察を試みるなど、様々な角度から検討の余地があろう。また、法廷通訳人を含む司法通訳人を、地域のボランティアとみなすか、それとも専門性の高いプロフェッショナルと位置付けるかが、これからのか法廷通訳人制度を考える上で重要な点と思われる。

法廷通訳人が直面する問題点

注

- 1) 大阪では日本司法通訳協会が結成され、JJIA ジャーナルを発行し、司法通訳人や、外国人裁判についての活発な意見の交換、論文の投稿が行われている。関東でも司法通訳人からなるネットワークがあり、定期的に弁護士を招いた研究会を開いている。
- 2) 津田守「司法通訳人が足りない」『アエラ』(1996年3月4日)60-61頁、「犯罪者多国籍化司法通訳幅広くカバー」『産経新聞』(1999年11月8日)、「法廷通訳に新研修制度」『産経新聞』(2000年1月5日)、「揺れる法廷通訳」『朝日新聞』(2000年1月27日)29頁など、法廷通訳人に関する報道がなされている。
- 3) 1960年代からの市民運動などの人権を求める社会情勢を背景として、1978年に「連邦裁判所通訳人法」(Court Interpreters Act)が制定され、連邦裁判所における司法手続きの当事者で英語の理解力が不足しているためコミュニケーションが困難と認められる者に対し、通訳人を付けることが義務づけられた。また、この法令により、通訳人を法廷通訳人資格を認定された者の中から選任することが原則となり、「連邦裁判所通訳人認定資格試験」(Federal Court Interpreters Examination)が導入され、アメリカで法廷通訳件数が大部分を占めるスペイン語、のちにはハイチ・クレオール語とナバホ語について実施されるようになった。これによって、言語能力、通訳技術、適性など、法廷通訳人に求められる質の水準が定まるとき同時に、通訳人名簿が整備され報酬の面でも改善がみられた(González, et al., 1991; 酒巻1994; 水野1995)。また、通訳人は「連邦裁判所通訳人職業倫理規定」(Code of Professional Responsibility of the Official Interpreters of the United States Courts)を守ることが義務づけられた(長尾1997)。1998年には、「連邦裁判所通訳人法」が改訂され(The Court Interpreter Amendments Act)、これによって通訳人認定資格を必要とする言語を決定する裁量権が連邦裁判所事務局長(the Director of the Administrative office of the United States Courts)にあることや、資格試験の設けられていない少数言語の場合、適切な能力があると認める者(otherwise qualified interpreter)を通訳人に選任する時のガイドラインを示すことがなどが、明示された(González, et al., 1991)。
- 4) 本論では、司法通訳人と法廷通訳人を区別する。司法通訳人は取り調べ、接見など手続きを含む裁判過程に関わる通訳人の総称とし、法廷通訳人は公判で通訳する通訳人に限定する。
- 5) 例えば、後述する Berk-Seligson の実験調査で、アングロ・サクソン系の陪審員とラテン・アメリカ系の陪審員では、間接的で遠回しな言い方に対する評価が大きく異なるという結果が報告されている。
- 6) 田中(1998)は、「当事者の質問そのものは、質問の趣旨が的確に相手につた

わればよいので、意訳してもよい場合もある」(169頁)とし、控訴関係人の質問内容と被告人や証人の供述内容とでは、通訳の姿勢が多少異なることを容認している。

- 7) Laster (1990) は、オーストラリアの裁判所が法廷通訳人を単なる翻訳機械と見なし、その役割を極めて狭い範囲に限定した例として、*Gaio v. The Queen* (1961) 104 CLR 419 に記録された最高裁判所の裁判官の意見を紹介している。例えば、Justice Menzies は通訳人を翻訳機械にたとえ、“Let it be supposed that there were a machine that itself translated from one language to another so that one party to a conversation both spoken and heard in his own language; . . . In my opinion, Arthur, (the interpreter,) like such a machine, was merely a translator.” (p. 17) と述べている。
- 8) 通訳人はそれぞれ、#1～#4 の数字で表わした。下記に示す通訳人の発言のうち、「えーと」、「あの」などの挿入句は、内容に影響のない範囲で省略した。また、各項目の特徴を表していると思われる箇所に、下線を引いた。発言中の括弧は、筆者の判断で説明として書き加えたものである。
- 9) このほかにも、O'Barr (1982) の研究は、法廷において、話し方の違いが聞き手に与える印象に大きく作用することを明らかにした。彼は録音した法廷でのやり取りを分析した結果、主に 4 種類のスピーチ・パターン (powerful vs. powerless, narrative vs. fragmented, hypercorrection, simultaneous speech) があり、印象形成に違いがみられることを報告した。
- 10) 通訳の正確性をめぐって審議が行われた例として、米国の *Minnesota State v. New Chue Her* が挙げられる。Dunnigan と Downing (1995) は、このケースを分析し、法廷通訳人資格検定導入の必要性、通訳人のためのガイドラインを「文字通り」「一字一句」を求める姿勢から、より現実に沿ったものに変えること、さらに通訳人の養成プログラムの促進が肝要であると主張した。また、*Minnesota Supreme Court Task Force on Racial Bias in the Judicial System* は、弁護人を含む司法関係者が、コミュニケーションの複雑さとその重要性、および文化的背景の異なる外国人被告人への理解を深めることが必要であると同時に、通訳人との協力体制を整備することの重要性を説いている (Dunnigan & Downing, 1995)。
- 11) 通訳料に関しては、明細が明らかにされないなど、これまでも制度上の問題点が指摘されてきた。最近では法廷通訳人に事前の連絡もなく通訳料が変更され、実質上の減額となり、更に問題が深刻化した(内山 2000)。

参考文献

相澤啓一 (1997) 「異文化コミュニケーションにおける通訳者」『言語』26-9号、

法廷通訳人が直面する問題点

67-75 頁。

内山成樹 (2000) 「法廷通訳人通訳費用が削減された!」『刑弁ニュース』15号(6-7頁) 刑事弁護委員会。

最高裁判所事務総局 編 (1990) 『法廷通訳ハンドブック—英語』 法曹界。

酒巻 匠 (1994) 「アメリカにおける法廷通訳の現状」『ジャリスト』1043号(39-44頁) 有斐閣。

『自由と正義』(1993) 44-1号日本弁護士連合会。

田中康郎 (1998) 「外国人事件における正確な法廷通訳の実践と適正な訴訟運営」『刑事裁判の理論と実務——中山善房判事退官記念論文集』139-191頁。

津田 守「司法通訳人が足りない」『アエラ』(1996年3月4日) 60-61頁。

長尾ひろみ (1996a) 「法廷通訳人の倫理規定(4)——アメリカとの比較」『JJIA通信』8号(13-15頁) 日本司法通訳協会。

長尾ひろみ (1996b) 「法廷通訳人職業倫理規定——アメリカとの比較」『JJIA通信』9号(7-10頁) 日本司法通訳協会。

長尾ひろみ (1997) 「法廷通訳人から見た外国人事件の現状と課題」『自由と正義』48-10号(60-71頁) 日本弁護士連合会。

「犯罪者多国籍化司法通訳幅広くカバー」『産経新聞』(1999年11月8日)

「平成8年における刑事事件の概況(下)」(1998) 『法曹時報』50卷3号、最高裁判所事務総局刑事局。

法務省法務総合研究所 編 (1998) 『平成10年版 犯罪白書』 大蔵省印刷局。

「法廷通訳に新研修制度」『産経新聞』(2000年1月5日)

水野真木子 (1995) 「司法通訳資格認定制度の可能性について」『ジャリスト』1078号(100-105頁) 有斐閣。

森田豊子 (1998) 「ペルシャ語通訳の経験から」 渡辺修、長尾ひろみ 編『外国人と刑事手続き——適正な通訳のために』(96-107頁) 成文堂。

「揺れる法廷通訳」『朝日新聞』(2000年1月27日) 29頁。

渡辺 修 (1998a) 「東京地裁「法廷物語」」 渡辺修、長尾ひろみ 編『外国人と刑事手続き——適正な通訳のために』(16-27頁) 成文堂。

渡辺 修 (1998b) 「日本型情状立証の破綻」 渡辺修、長尾ひろみ 編『外国人と刑事手続き——適正な通訳のために』(3-9頁) 成文堂。

Berk-Seligson, S. (1990). *The bilingual courtroom: Court interpreters in the judicial process.* Chicago/London: The University of Chicago Press.

Bucholtz, M. (1995). *Language in evidence: The pragmatics of translation and the judicial process.* In M. Morris (Ed.), *Translation and the law: American Translators Association Scholarly Monograph Series* (pp. 293-316). Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.

Dunnigan, T., & Downing, B. T. (1995). *Legal interpreting on trial: A case*

- study. In M. Morris (Ed.), *Translation and the law: American Translators Association Scholarly Monograph Series* (pp. 293–316). Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- Fenton, S. (1997). The role of the interpreter in the adversarial courtroom. In S. E. Carr, R. Roberts, A. Dufour, & D. Steyn (Eds.), *The critical link: Interpreters in the community—Papers from the First International Conference on Interpreting in Legal, Health, and Social Service Settings* (Geneva Park, Canada, June 1–4, 1995). (pp. 29–34). Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- González, R. D., Vásquez, V. F., & Mikkelsen, H. (1991). *Fundamentals of court interpretation: Theory, policy, and practice*. NC: Carolina Academic Press.
- Laster, K. (1990). Legal interpreters: Conduits to social justice? *The Journal of Intercultural Studies*, 11 (2), 15–32.
- Laster, K., & Taylor, V. (1994). *Interpreters & the legal system*. N.S.W.: The Federation Press.
- Morris, R. (1995). The moral dilemmas of court interpreting. *The translator*, 1 (1), 25–46.
- Nida, E. A. (1964). *Toward a science of translating*. Leiden: E. J. Brill.
- Niska, H. (1995). Just interpreting: Role conflicts and discourse types in court interpreting. In M. Morris (Ed.), *Translation and the law: American Translators Association Scholarly Monograph Series* (pp. 293–316). Amsterdam/Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- O’Barr, W. M. (1982). *Linguistic evidence: Language, power, and strategy in the courtroom*. NY: Academic Press.
- Wadensjö, C. (1998). *Interpreting as interaction*. London: Longman.
- Wagatsuma, H., & Rosett, A. (1986). The implications of apology: Law and culture in Japan and the United States. *Law and Society Review*, 20, 461–498.